

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～

第20号(新年号) 平成20年1月1日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理事業課



あけましておめでとうございます

羽村市長 並木 心

新年あけましておめでとうございます。

関係者の皆様には、日ごろから羽村駅西口土地区画整理事業に関しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の本事業の取り組みにつきましては、現在皆様が所有されている土地を新たに整備する街並みに配置した換地設計(案)について個別説明を行なっていくこと、市民の皆様や駅を利用する方々の利便性をさらに向上させるために、羽村駅西口駅前広場の一部整備などを行ってまいります。

また、権利者の皆様への負担軽減策につきましても、さらに十分な検討を重ねていく考えであります。

なお、換地設計(案)の個別説明の詳細につきましては、関係機関との調整が完了しだい、「まちなみ」でお知らせしてまいります。

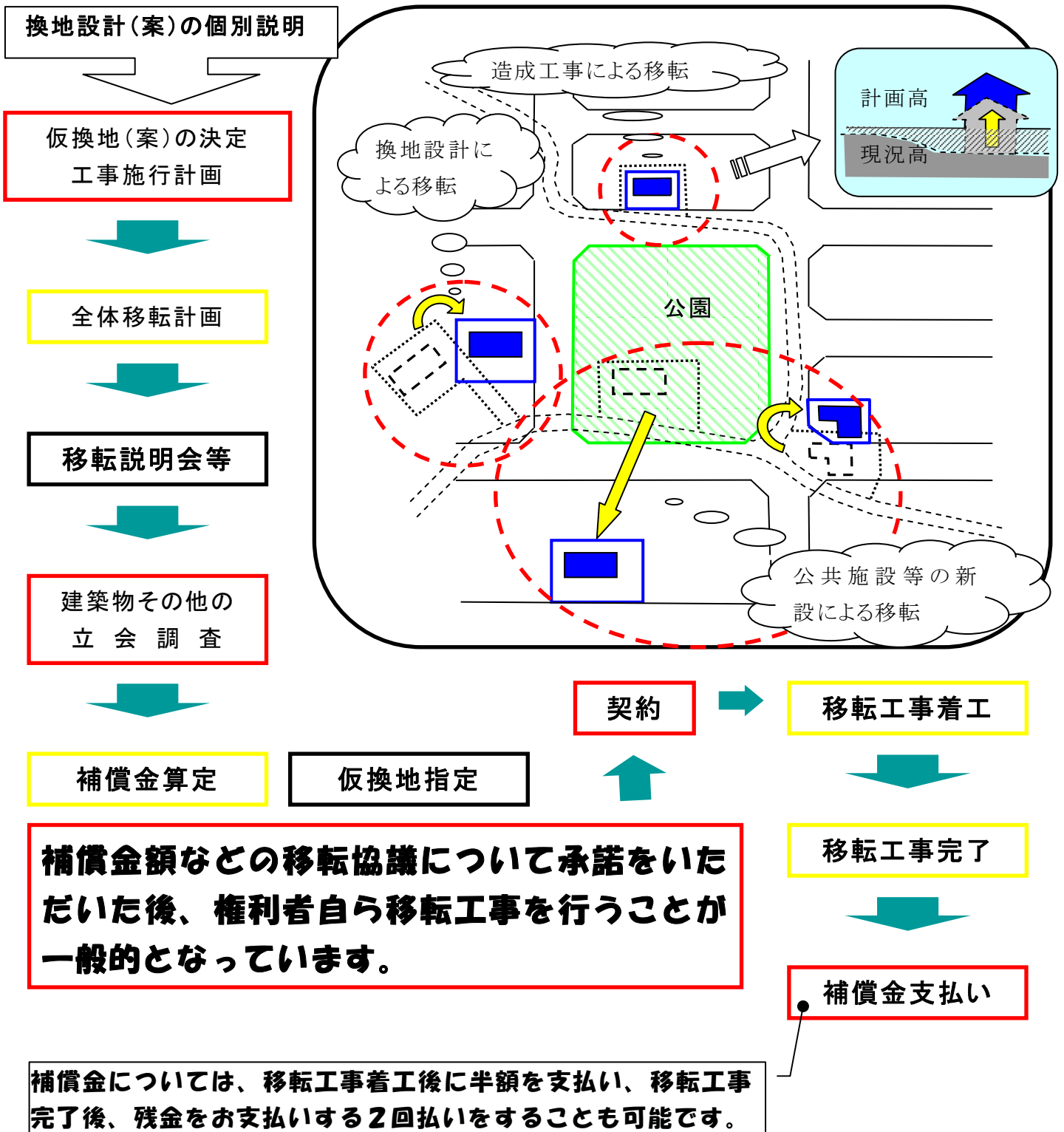
本事業は、羽村駅西口地区の都市再生を図る将来を見据えた事業でありますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

第20号の主な内容 移転補償の概要について

移転補償の概要について

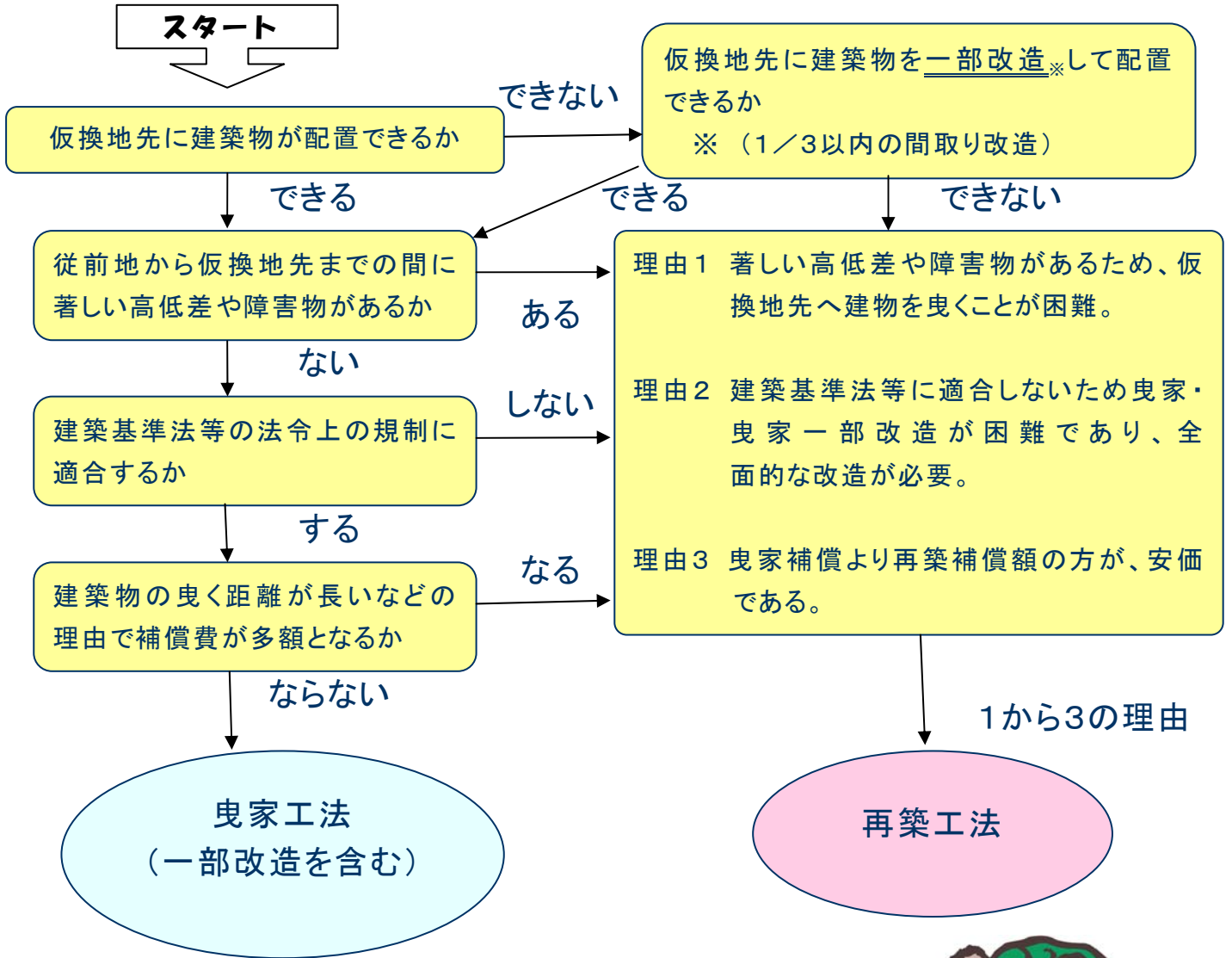
1. 移転の実施手順

土地区画整理事業では、従前地にある建築物等を換地に移転することになります。
建築物等の移転は、下記（図）のような場合に生じます。



※ 補償金の算定にあたっては、土地区画整理事業損失補償基準等に基づいて算定します

2. 移転工法の決定について



3. 移転補償金算定モデル

- ◆ 構造 木造日本瓦葺き2階建て
- ◆ 延床面積 104.34 m² (約31.5坪)
- ◆ 用途 専用住宅
- ◆ 経過年数 建築後18年経過
- ◆ 試算時期 平成18年4月時点
- ◆ 仕様

基礎	布コンクリート
柱	桧材 10.0cm × 10.0cm
内壁	京壁、化粧合板、繊維壁、ビニールクロス
外壁	モルタルリシン吹き付け
屋根	日本瓦葺き

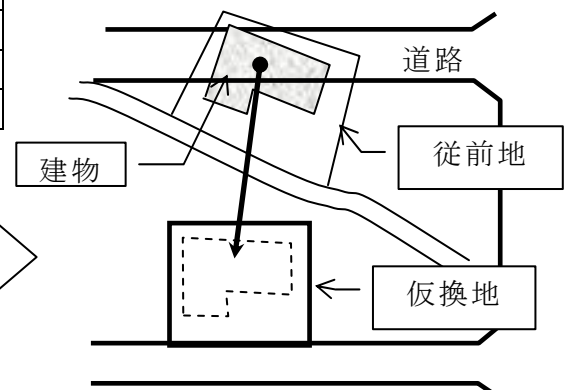
【モデル建物の移転計画図】

※あくまでも曳家工法の条件です。

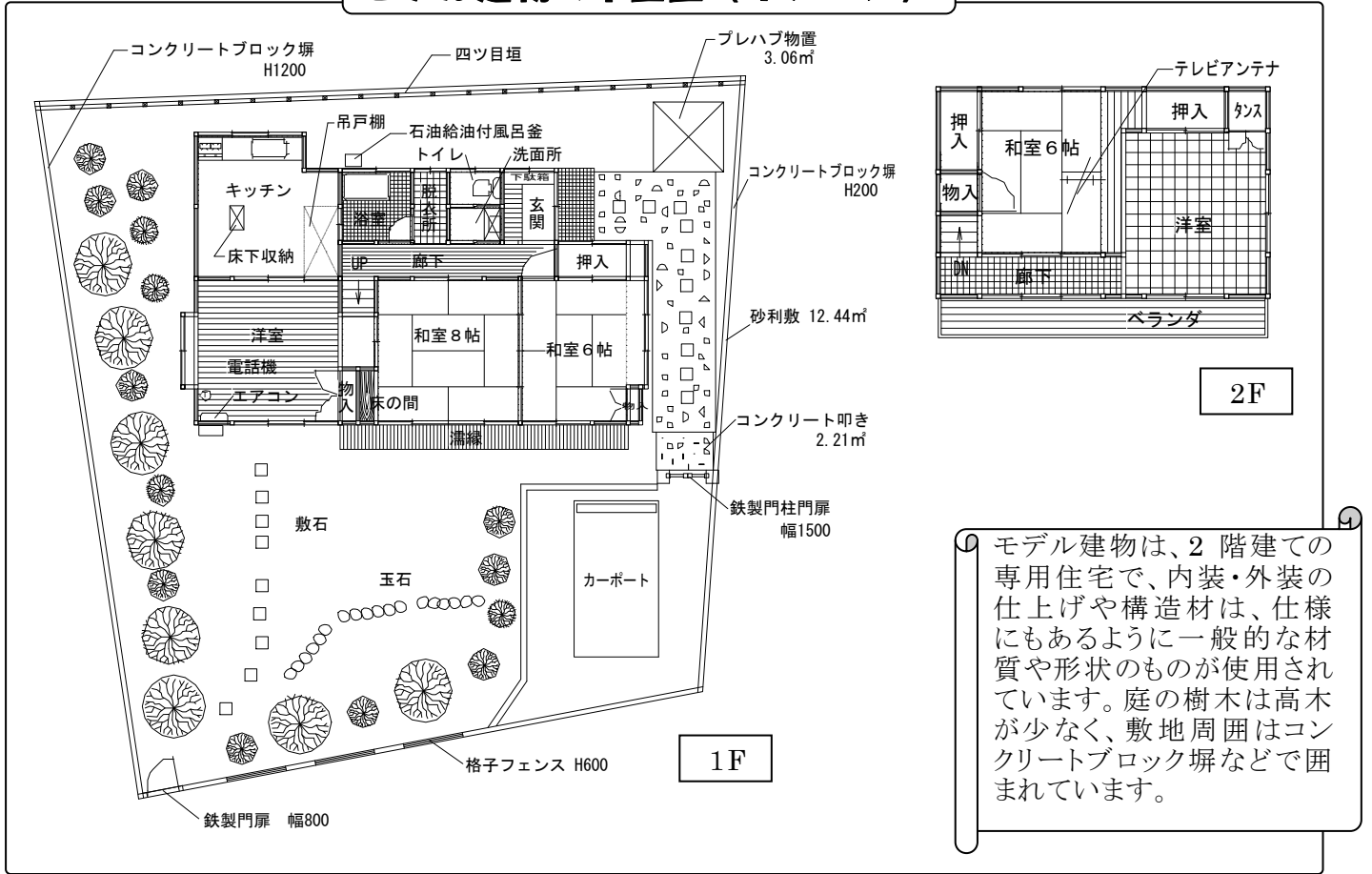
曳家距離	26.5m
回転角度	34.5度
高低差	38cm



このような条件での移転補償金を算定すると次ページのようにになります。



モデル建物の平面図（イメージ）



(曳家) 移転補償金試算例

補償項目	補償金額	摘要
建築物及び工作物 移 転 料	曳家の場合 1218 万円	現在の建物を仮換地へ曳家するための費用及び門塼、カーポートなどの工作物を新設または移設するための費用です。
竹木土石及び動産 移 転 料	曳家の場合 122 万円	樹木の移植、庭石などの移設、住居用家財等の引越しに要する費用です。
移 転 雑 費 等	曳家の場合 169 万円	移転期間中に仮住居を借りるための費用や移転先の選定、市役所などでの手続きに要する費用、その他移転に伴う費用です。
合 計	曳家の場合 1509 万円	(消費税相当額を含む)

※補償金額は社会経済情勢により変動します。

※曳家の移転補償費をもとにして家屋を新築する費用に充てることもできます。

お問い合わせはこちらへ

○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日 午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【住所】羽村市羽東1-14-1

TEL (042) 554-9026

○羽村駅西口土地区画整理事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日

【開所時間】

午前8時30分～午後5時15分

【住所】羽村市羽東1-29-35

TEL (042) 570-7474